第５章　小型船舶の利用活性化

第1節　小型船舶の利用振興に向けた総合政策

（1）マリンレジャーの利用振興のための施策

①「海の駅」における活動の活性化

マリンレジャーの魅力を向上させていくためには、利用のための身近な拠点を整備することが必要である。誰でも、気軽に、安心して、楽しめる施設として「海の駅」は、陸と海とをつなぐ接点としての機能に加え、マリンレジャーを体験するために必要な情報、施設、機材等を保有し、マリンレジャー振興の「核」となる存在であり、海事局として「海の駅」の設置を推進している。2000 年に最初の「海の駅」が登録されて以降 2016 年３月末時点において、全国に 154 駅が登録されており、「海の駅」では、訪れた人が楽しめるよう、レンタルボートを利用したクルージングや海産物の販売、漁業体験等、地域の特性を活かした様々な取り組みが進められている。また、「海の駅」の設置拡大と並行して、その魅力の増大、取り組みの活性化、認知度の向上、防災・救難拠点としての活用など、地域と連携した活動が行われている。

一例を挙げると、2015 年には神奈川県の海の魅力を国内外に発信する観光施策「かながわシープロジェクト」の一環として、自治体、漁業協同組合、船舶運航事業者、海の駅管理者等による実行委員会を設置のうえ、三浦半島にある海の駅を周遊するクルージングとガイドツアーなどの陸域イベントを組み合わせた観光事業「三浦半島「海の駅」巡り」を４度に渡って実施した。

「三浦半島「海の駅」巡り」の出航前の様子

「きたなだ海の駅」認定記念式典の様子

②　マリンレジャーの魅力の発信の強化

海に親しむ環境の減少や少子化の進行などにより、長期にわたりプレジャーボートの保有隻数は減少してきたが、近年は小型船舶操縦者免許新規取得者数が増加するなど、マリンレジャーへの関心が徐々に盛り返している。このような状況の下、海事局では、海を身近に感じられる社会の実現を目指し、マリン関連 16 団体からなる「ＵＭＩ協議会」と連携し、マリンレジャーの総合ポータルサイト「ＵＭＩちゃんねる（http://www.uminiikou.com）」により国民にマリンレジャーに関する情報を発信している。また、子供等の若年層にマリンレジャーの楽しさや海の学習を体験してもらいマリンレジャーへの関心を高めるため、自治体等が開催するイベントと連携し、水域での体験乗船会や陸域での水辺の安全啓発活動等を実施している。

2015 年７月には、UMI 協議会として初めて主催する体験乗船イベント「マリンチャレンジ 2015」を東京都江東区豊洲で開催し、広く一般の方を対象に、カヌーなどの体験乗船会、水辺の安全学習やワークショップなどのイベントを実施し、マリンレジャーへの関心を高めるとともに舟艇の利用振興を図った。来場者は延べ約 800 人にのぼり大盛況となった。

マリンチャレンジでの体験乗船の様子

ボートショーでのライフジャケット着用推進活動の様子

（２）小型船舶の利用環境の整備のための施策

①プレジャーボートの放置艇対策

各地の港湾・河川・漁港にある放置艇は、船舶の航行障害や景観の悪化などの原因となっていることから、国土交通省及び水産庁は連携して 1996 年度より定期的に三水域（港湾、河川、漁港）における全国実態調査を実施し、放置艇問題の現状を把握しつつ放置艇の減少に努めてきた。これまでの各種対策の実施により徐々に放置艇は減少してきているものの、プレジャーボートのおよそ半分が未だ放置艇となっており、更なる対策の推進が必要となっている。そのため、放置艇対策を更に加速し、実効的かつ抜本的

な問題の解消を図るため、国交省及び水産庁は、水域の利用環境改善や地域振興を目的とした「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を 2013 年 5 月 22 日に公表し、地方自治体等とともに取り組んでいる。

プレジャーボートの主たる材質である FRP（繊維強化プラスチック）は、廃棄処理の困難性に加え、所定の処理ルートが存在しなかったことも、ユーザーによる適正処理が進まず、結果として不法投棄や沈廃船化を招く要因の一つとなっていた。

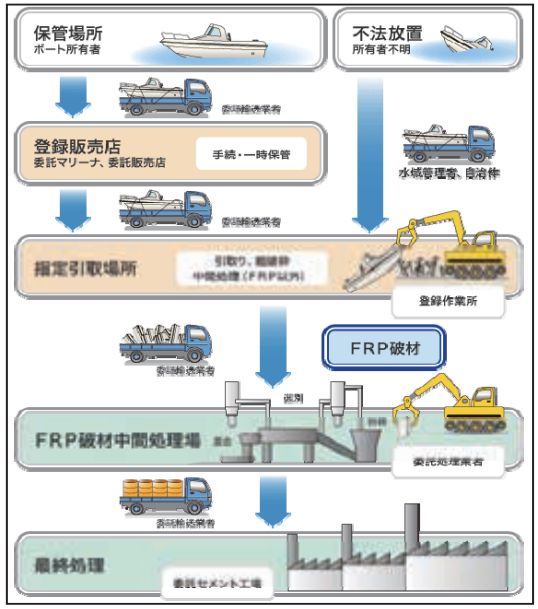

図表Ⅱ－５－１　FRP 船リサイクルのフロー図

出典：(一社)日本マリン事業協会

このような状況を踏まえ、海事局は、ユーザーによる適正処理を促進するため、廃船処理技術の確立と、処理ルートの構築に向けた取り組みを行った結果、(一社)日本マリン事業協会が主体となり、2008 年度より「FRP 船リサイクルシステム」の運用が全国で開始された。本システムでは、廃船をまとめて効率的に処理するため地域ごとに受付期間を定めていたが、2016 年からは、随時受付・解体処理を開始し、ユーザーの利便性向上を図った。

②ミニボートの安全対策

ミニボート（長さ３m 未満、機関出力 1.5kw 未満で、検査及び免許が不要な船舶）は、手軽に楽しめる船舶として急速に普及している（2015 年の機関出力 1.5kw 未満の船外機の国内出荷台数は約 4,000 台）。海事局では、2009 年度よりミニボートの安全な利用を推進するため、有識者及びマリン関係者により構成される委員会を設置し、調査・分析を実施した。2011 年度には、安全管理指針を策定し、ユーザー向け安全マニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び同マニュアルの内容を踏まえた安全啓発 DVD を作成した。以降、これらを活用した安全講習会の開催などを通じ、ユーザーへの周知・啓発を図っている。

図表Ⅱ―５―２　ユーザー向け安全マニュアル等

【ユーザー向け安全マニュアル概要】

・ミニボートの海難　・ミニボートの安全常識
・乗船中の注意事項　・落水時、転覆時の対処法
・船外機に関する注意　・関連情報入手先
・管理型揚降場所リスト　・技術基準適合標示について
・海上・水上の交通ルール、マナー

掲載場所（国土交通省 HP）

http://www.mlit.go.jp/maritime/senpaku/miniboat/

【安全啓発 DVD】　掲載場所（YouTube）

http://www.youtube.com/user/Syuteishitsu?feature=watch

（３）プレジャーボート保険の加入促進

プレジャーボートによる人身事故や物損等のトラブルに対処するため、海事局はプレジャーボート保険の加入促進に係わるパンフレットを作成し、小型船舶に関する安全キャンペーンや日本小型船舶検査機構による検査を受ける機会等に配布している。

（４）小型船舶の免許制度の周知・啓発

プレジャーボートや水上オートバイ等の船長（小型船舶操縦者）に対して、小型船舶の安全で健全な利用の促進を図るために遵守事項が定められている。

図表Ⅱ―５―３　小型船舶操縦者の遵守事項

小型船舶による海難事故が依然として多く、遵守事項を守ることで未然に防止できる海難事故もあるため、マリンレジャーが盛んになるシーズン中のビーチや湖川等において、地方運輸局の職員が、海上保安部や警察署等と合同でパトロール活動及び周知啓発活動を行っている。

図表Ⅱ―５―４　遵守事項違反点数及び行政処分基準

■ 遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用、発航前の検査義務違反	2点	5点

■ 行政処分基準

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	（処分の対象外）		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。

2016年７月から、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正により、「見張りの実施義務」「発航前の検査義務」の違反者に対し、違反点数を付すこととし、また、全ての遵守事項違反者に対し、再教育講習の受講通知を発出し、再発防止のための講習を義務付けることとした（図表Ⅱ－５－４）。

なお、遵守事項違反点数の累積点数が処分基準に達した場合、行政処分が課せられる。

また、小型船舶の海難事故は、発航前検査を適正に行うことにより未然に防止できるものが多いため、チェックリスト（図表Ⅱ－５－５）を配布し、発航前検査の重要性を広く周知している。

図表Ⅱ―５―５　発航前検査チェックリスト

（５）ライフジャケット着用率向上のための施策

小型船舶からの海中転落による海難事故防止策としてライフジャケットの着用が有効であることから、船舶職員及び小型船舶操縦者法により、水上オートバイの乗船者、12歳未満の小児、一人で漁ろうに従事する者について、ライフジャケットの着用が義務化されている。また、これら以外の者についても、暴露甲板に乗船する場合はライフジャケット着用の努力義務が規定されているが、着用率が依然として低いことから、2017年の夏頃を目途にこれを義務化することとした。

ライフジャケットの着用率向上を図るため、関係省庁・団体の協力を得て実施される小型船舶の安全キャンペーン（キャンペーン期間：４月～９月）では、ライフジャケットの適切な備付け・着用について漁港、マリーナ等へのパトロール指導、関係者等へのリーフレットの配布による周知啓発活動を行っている。

（６）小型船舶の登録制度と適正なトン数の確保に向けた取り組み

小型船舶を航行の用に供するためには、「小型船舶の登録等に関する法律」に基づき小型船舶登録原簿に登録をしなければならないことになっている。また、登録事項である総トン数は、船舶の安全・環境をはじめ様々な法律の適用基準として用いられていることから、海事関係法令のコンプライアンスを確保するため、地方運輸局においては、特にヒトやモノの往来が活発化する夏期や年末年始に立入検査等を行うことにより、適正なトン数の確保に努めている。

（７）小型船舶の検査制度の周知・啓蒙

プレジャーボートや小型漁船の海難事故は依然として多く、また、船舶安全法に基づく船舶検査を適切に受検しない小型船舶が毎年相当数に及ぶことが明らかになっており、船体・機関の整備不良から海上における人命の安全に重大な支障を及ぼすことが懸念されている。

こうした状況を踏まえ、これまでも所要の周知・啓蒙を行ってきたところであるが、本年も2016年４月20日から同年９月30日までの間、マリーナ、漁港等において、船舶検査制度の周知啓蒙を実施するとともに、海上保安部及び警察署と連携して、地方運輸局等の職員が船舶検査の受検状況について確認し、適切に受検していない船舶に対して船舶検査を受けるよう指導している。